

「山口グッと産品」登録制度に係るQ & A

令和5年4月

Q 1 本制度の目的は

A 本制度は、県産農林水産物を活用した県内農林水産業者等による6次産業化や農商工連携により開発された商品の販路拡大を図ることを目的としています。

Q 2 登録要件は

A 次のアからウに掲げる要件の全てに該当する、6次産業化・農商工連携の取組みにより開発された商品です。

ア 県産の農林水産物を主原料としていること

次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 製品重量に占める県産の農林水産物の重量割合が最も多く占めているもの

(イ) 製品重量に占める県産の農林水産物の合計重量割合が県外農林水産物の合計重量割合よりも高いもの

(ウ) 製品重量に占める県産の農林水産物の合計重量割合が調味料、保存料をはじめとする食品添加物を除いた割合の中で最も高いもの
ただし、県産の農林水産物を使用した調味料の割合は、県産の農林水産物の合計重量割合に含むものとする。

イ 開発後又は商品改良後、概ね3年以内であること

ウ 商品コンセプト等が明確であること

Q 3 既に販売されている商品も、対象となりますか

A 既存商品であっても、開発後または商品改良後3年以内であり、販路開拓の必要性がある商品については対象となります。

Q 4 単市事業等で開発された商品も、対象となりますか

A 登録要件を満たす商品については、対象となります。

Q 5 要件にある「開発後又は商品改良後、概ね3年」の意図は何ですか

A 開発後又は商品改良後、間もない商品で、県内外への広い周知や、販路開拓の必要性がある商品を対象と考えているためです。

Q 6 要件にある「商品コンセプト等が明確であること」とは何ですか

A 販路開拓支援を行う際には、商談の際に求められることの多い事項について、予め整理する必要があると考えています。

このため、申請調書（別記第2号様式）の4「申請商品のコンセプト等」を適切に記載いただける商品に対して、「商品コンセプト等が明確である」と判断しています。

なお、申請書の作成に関しては、事前に御相談いただくことにより、作成の支援を受けることができます。

Q 7 どのような者が登録を申請できますか

A 県内農林漁業者、県内に本社や主たる事業所を有する中小企業者、代表者及び規約の定めのある任意団体が登録を申請できます。

Q 8 個人事業者でも登録を申請できますか

A 農林漁業者による6次産業化と中小企業者と連携した農商工連携の取組を促進するため、個人事業者でも登録を申請できます。

Q 9 登録された商品の通称は何ですか

A 「山口グッと産品」とします。

Q10 登録された商品に、ロゴマーク等がありますか

A 「山口グッと産品」の統一ロゴマークを作成しており、販路拡大支援等の際に活用しています。

Q11 登録事業者にはどんなメリットがありますか

A 登録事業者には、以下のメリットがあります。

- 県内外への販路開拓（フェアや商談会への出展等）
- 常設販売店での販売（山口宇部空港売店、KANMON. U. W 等）
- オンライン商談システムへの掲載
- やまぐち6次産業化・農商工連携推進協議会（以下「協議会」）が主催する研修や交流会等への参加
- 商品力向上や経営発展を目的とする専門家の派遣
- やまぐち6次産業化・農商工連携サポートセンターのHPやイベント等における商品の周知